

「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する件」（告示）の案の概要

経済産業省製造産業局
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

平成 29 年通常国会で成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「新法」という。）では、特別国際種事業者による聴取事項等の保存義務に加えて、事業登録関係事務を行う事業登録機関に関する規定を設ける等の措置を講じている。また、これを踏まえ、特定国際種事業の届出等に関する省令（平成 7 年総理府・通商産業省令第 2 号）を改正し、特別国際種事業者による聴取事項等の保存について電磁的方法による保存を可能とするとともに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の八第一項に規定する認定機関に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成 17 年経済産業省・環境省令第三号）を改正し、認定機関に加えて事業登録機関についても書面ではなく電磁的記録による保存・作成・縦覧等・交付等を可能とすることを予定している。

これを踏まえ、特別国際種事業者が新法第 33 条の 11 第 2 項（聴取事項等の保存）の規定に係る電磁的記録による保存を行う場合及び事業登録機関が新法第 33 条の 16 第 8 項（帳簿の保存）に係る電磁的記録による保存を行う場合の基準を規定するため、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成 17 年経済産業省・環境省告示第 2 号。以下「電磁的基準」という。）の改正を行う。

2. 改正の概要

特別国際種事業者が新法第 33 条の 11 第 2 項の規定に係る電磁的記録による保存を行う場合及び事業登録機関が新法第 33 条の 16 第 8 項に係る電磁的記録による保存を行う場合の基準は、現行の特定国際種事業者及び認定機関が電磁的記録による保存を行う場合の基準と同様とする（電磁的基準別表第二へのこれらの追加）。

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日）